

「大隅で旅育」参加体験型イベント誘客促進事業業務委託 仕様書

1 事業の目的

旅（旅行）により日常生活ではできない体験を通して子どもの成長につなげる「旅育」を推進することで、食・自然・歴史等の豊富な大隅の観光資源を新たな視点でPRし、ファミリー層の観光誘致へつなげることを目的に、「大隅で旅育BOOK」を作成。同BOOKや掲載コンテンツ等を活用し、参加体験型イベント（以下、「イベント」という。）等と融合させ、マイクロツーリズム圏（鹿児島市、霧島市、都城市等）を中心にPRを行い、大隅への誘客促進につなげる。

2 履行期限

令和8年1月30日（金）

3 業務内容

(1) イベントの運営・事務局業務

※主な業務

- ・イベントの調整、準備
- ・関係事業者との調整
- ・イベントに係る問い合わせ対応 等

(2) 参加体験型イベントの告知及び周知

(3) 利用促進に向けたプロモーション

(4) イベント参加者へのアンケート集計

4 業務内容の概要等

(1) イベントの運営・事務局業務

イベントの実施に向け、事務局を立ち上げ、関係事業者との調整やイベントの告知等を行うこと。

【イベント時期】 7月～11月の間において、利用促進を図る目的で適切な時期において実施するものとする。

【イベント回数】 1回以上

【イベント期間】 1回に対し、1カ月以上

(2) 参加体験型イベントの告知及び周知

イベントを実施する時期等を考慮したうえで、告知・周知時期を設定し、マイクロツーリズム圏（鹿児島市、霧島市、都城市等）を中心に効果的なプロモーションを実施すること。

(3) 利用促進に向けたプロモーション

イベント期間中の途中経過を把握・分析したうえで、利用促進を図る取組を実施すること。

(4) 参加者へのアンケート

イベント参加者へのアンケートを実施し、効果検証を図ること。

5 事業完了の報告及び成果の報告

全ての事業終了後、令和8年1月30日（金）までに事業完了報告書を提出すること。
また、受託事業者が提出すべき成果物は以下のとおりとする。

- (1) 委託事業の実施内容、実績、効果検証、次年度以降への提案等をまとめた報告書
- (2) 作成物及び報告書のデータをまとめた電子データ

6 著作権等

- (1) 本件業務においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- (2) 本件業務により得られる全ての成果物・著作物に対する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）については、委託者に譲渡することとする。
- (3) 本件業務により納品するデータについては、その全部又は一部について、原則として第三者が権利を有するものを使用しないこととする。やむを得ず第三者が権利を有する写真又は動画を使用する場合は、使用の際、あらかじめ委託者に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を、全て受託者が負うこと。
- (4) 本件業務により納品するデータについては、肖像権の問題が生じないように配慮すること。
- (5) 上記(1)から(4)の規定は、受託者が更に第三者に業務の一部を委託した場合に準用する。
- (6) その他、著作権等の取扱いについて疑義が生じた場合は、別途協議の上決定する。

7 実施計画

企画提案された計画に基づき実行していくが、詳細な業務の実施計画や計画変更については、委託者と調整の上実施すること。

8 追加提案

本仕様に定めのない内容であっても、本事業での目的達成に資すると判断できる追加提案があれば、積極的に提案すること。

なお、追加提案の効果等を踏まえ、企画提案内容を変更し実施する場合がある。この場合、委託者と協議の上、委託者の判断において実施する。

但し、原則委託費の範囲内で業務執行を行う。

9 その他

上記のほか、事業の実施において必要な事項については事前に委託者と協議すること。